

「第3次始良市空家等対策計画（前回協議会時点）」との主な変更箇所

変 更	前 回	計画該当 ページ
「空家等の所有者等が直面している状況によっては、相続人間での関係が疎遠であることから相続に関する協議ができない場合や、権利関係が複雑で相続登記がされていない場合、更には管理や解体をするにあたり費用がない場合があること等」に修正。	「 <u>空家等の所有者等の特定が困難な場合や、相続登記がされず、権利関係が複雑な場合があること等</u> 」	1 ページ
令和5年住宅・土地統計調査の結果を記載。	結果の公表がされていなかったことから空白。	5 ～ 6 ページ
「 <u>調査票を用いて所有者等の現状や抱えている課題、自発的な改善措置を行う意向の確認等</u> 」に修正。	「 <u>調査票を用いて所有者等の意向や自発的な改善措置を行う意思の有無等の確認等</u> 」	15 ページ
適切な管理が行われていない空家等の所有者等を確知できない場合、空家特措法第14条の規定に基づき、民法の相続財産清算制度や、不在者財産管理制度、所有者不明建物管理制度、管理不全建物管理制度、管理不全土地管理制度を活用することを検討します。	適切な管理が行われていない空家等の所有者等を確知できない場合、 <u>弁護士会及び司法書士会等の専門家団体と連携し</u> 、空家特措法第14条の規定に基づき、民法の相続財産清算制度や、不在者財産管理制度、所有者不明建物管理制度、管理不全建物管理制度、管理不全土地管理制度を活用することを検討します。	18 ページ
【現状把握・意向確認】 「 <u>現状や課題、自発的な改善措置を行う意向の確認等</u> 」に修正。	【意向確認】 「 <u>自発的な改善措置を行う意思の有無の確認等</u> 」	20 ページ